平成14年(行ケ)第78号 審決取消請求事件 平成14年9月12日口頭弁論終結

> 山崎産業株式会社 訴訟代理人弁護士 村 隆 林 松岩 本 司 同 坪 哲 同 史 井 上 裕 口 尚 良 訴訟代理人弁理士 高 東海理研株式会社 訴訟代理人弁護士 佐 久 尾 重 孝 富 訴訟代理人弁理士 澤 生 中 山 郁 同 畄 戸 佳 同 昭 奥 田 誠 同 文

- 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。 事実及び理由
- 当事者の求めた裁判
 - 原告
- (1) 特許庁が無効2001-35339号事件について平成14年1月7日に した審決を取り消す。
 - (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
 - 被告

主文と同旨

- 当事者間に争いのない事実
 - 特許庁における手続の経緯

被告は,発明の名称を「ポスト用異物収集装置」とする特許第309604 〇号の特許(平成9年2月28日出願、平成12年8月4日設定登録。以下「本件特許」といい、その発明を「本件発明」という。)の特許権者である。 原告は、平成13年7月31日、本件特許を請求項1ないし8に関して無効

にすることについて審判を請求し、特許庁は、この請求を無効2001-3533 9号事件として審理した。同事件の審理の間に、請求項7に関しては、平成13年 12月1日付けで特許権放棄がなされ、これに基づき、同年同月18日、抹消登録 がなされ、審理の対象は、請求項1ないし6及び8となった。特許庁は、審理の結 果,平成14年1月7日,「本件審判の請求は,成り立たない。」との審決をし、 その謄本を同年1月18日に原告に送達した。

審決の理由

審決は、別紙審決書の写しのとおり、本件発明が平成8年10月7日に公知 になったのは、特許を受ける権利を有する者である被告の意に反してのことである として,また,本件発明が平成8年6月11日若しくは平成8年8月24日に公知 になったとの無効事由を追加する原告の補正は,無効審判請求書の要旨を変更する 補正であるから,特許法131条2項に反するものであり,採用することができな い、として、原告主張の無効事由をすべて排斥した。

原告主張の審決取消事由の要点

審決が,本件発明が平成8年10月7日に公知になったのは,特許を受ける 権利を有する者である被告の意に反してのことである、と認定判断したのは誤りで あり(取消事由1),また、本件発明が平成8年6月11日若しくは平成8年8月 24日に公知になったものであるとの無効事由を追加する原告の補正は、無効審判 請求書の要旨を変更する補正であるから、特許法131条2項に反するものであ り、採用することができないとしたのは、 同条項の解釈を誤るものであり、その結 果として、無効事由についての判断を遺脱したものである(取消事由2)。 の誤りが, それぞれ、結論に影響を及ぼすことは明らかであるから、審決は、取消 しを免れない。

取消事由1 (特許法30条2項の「意に反して」に関する認定の誤り) (1) 特許法30条2項の「意に反して」の立証責任は、出願人である被告にあ る。ところが、審決は、被告がこれを立証するに十分な証拠を提出していないにも

- かかわらず、本件発明は、被告の意に反して公知になった、と認定した。 (2) 審決が「請求人において本件が「意に反して」に当らないと主張するので あれば、特段の事情について請求人に立証の責任がある」(審決書7頁1行~2 行)と判断していることから明らかなように、審決は、特許法30条2項の「意に 反して」についての立証責任の解釈を誤っており、その結果、上記の誤った事実を 認定したものである。
- 取消事由2(特許法131条2項の「要旨を変更する」に関する解釈認定の 誤り)
- (1) 無効審判請求書の無効事由の補正は,無効事由の根拠となる特許法の条文 が同一の条文である限り、特許法131条2項の要旨の変更には当たらない。すな わち、無効審判請求書における特許法29条による無効事由の主張を、特許法29 条の2あるいは32条等に基づく主張に補正することは要旨の変更になるものの、 29条の範囲内における無効事由の補正は、要旨の変更にはならない。また、仮 に、29条1項1号ないし3号の各号の間で無効事由を変更する補正は、要旨の変 更になるとしても、29条1項の各号の範囲内において無効事由を変更する補正 は、要旨の変更にはならない。

本件でなされた無効事由を追加する補正は、29条又は29条1項3号の 範囲内において、無効事由を追加するものであるから、特許法131条2項にいう 要旨の変更には当たらない。審決は、特許法131条2項にいう要旨の変更の解釈 を誤り、その結果、補正により追加された無効事由についての判断を遺脱したもの である。

(2) 仮に、上記(1)の見解を採ることができないとしても、本件の無効審判請求における無効事由を追加する補正は、次に述べる証拠の共通性からみて、特許法1 31条2項にいう要旨の変更には当たらない。すなわち、原告は、無効審判におい て、本件発明が平成8年10月7日に公知となったことを立証する証拠として、郵 政大臣官房財務部長が作成した平成8年10月7日付け「指名競争入札の通知につ いて」と題する書類(以下「本件書類」という。)を甲第2号証(審判甲第2号 証)として提出し、また、本件発明が平成8年6月11日に公知となったことを立証する証拠として、甲第10号証の1ないし9(審判甲第10号証の1ないし9)を提出し、さらに、本件発明が平成8年8月24日に公知になったことを立証する証拠として、甲第11号証の1ないし8(審判甲第11号証の1ないし8)を提出し、大供表記は、大供登明の提供する。 した。本件書類は、本件発明の構成を「Y-()-8080」、「Y-(8081」として添付されている図面(以下「本件図面」という。)により開示す るものである。そして、甲第2号証に添付された本件図面は、甲第10号証の4、 5の添付図面と同一であり、また、上記図面番号は、甲第11号証の1ないし5の 各仕様書に引用されているものである。

したがって、本件発明が平成8年6月11日若しくは平成8年8月24日 に公知になったものであるとの無効事由を追加する補正につき、甲第10号証の1 ないし9と甲第11号証の1ないし8を、甲第2号証とは異なる証拠であると判断 した上、これを前提に、無効事由の要旨を変更するものとした審決の判断は、誤り である。審決は,その結果,追加された無効事由についての判断を遺脱したもので ある。

第4 被告の反論

審決の認定判断はいずれも正当であって,審決に取消しの原因となる瑕疵 (かし) はない。

取消事由1(特許法30条2項の「意に反して」に関する認定の誤り)につ 1 いて

審決は、被告が提出した証拠に基づいて、本件発明が平成8年10月7日に 公知になったのは、被告の意に反してのことである、と認定しているのであり、事

実の認定においても、立証責任についての解釈においても、何ら誤りはない。 2 取消事由2 (特許法131条2項の「要旨を変更する」に関する解釈認定の 誤り) について

原告の審判請求補充書による主張並びに甲第10号証の1ないし9及び甲第 11号証の1ないし8の証拠は、いずれも当初の無効審判請求書に記載された無効 事由を実質的に変更するものであり、この補正を特許法131条2項にいう要旨の 変更に当たるものとした審決の判断は正当である。 当裁判所の判断 第5

取消事由1(特許法30条2項の「意に反して」に関する認定の誤り)につ

審決は、被請求人(被告)が、郵政大臣官房財務部長が作成した平成8年10月7日付け「指名競争入札の通知について」と題する書面が、不特定多数の第二十二とにより、同書面に添付された図面に開示されていた本件発発の明書面に添付された図面に開示されていた本件発発のである。と認定した(審決書の上で、「被請求人は、・・・・中の場合に対して、発知の代表者であり同時に出願人(特許権者)の代表者である。日身が「意に反した」を知り、本人に公よって、本件が特許法30条第2項の「記として、公)をで第29条第1項各号の一に該当するに至れるという性格のものでではとずるといて、「意に反して」をして、「意に反して」をしまする。・・・上記図面が、れるのかは特許のともあり得るともあり得るともおよるでのではないようともあり得るというではないようの表別の見込み違いに対した。とももは厳格1項として、が「意に反して」は厳格1項をのかおは、するでは、特段の時期の見込み違いに当たるというべきである。」(審決書の事情について請求人に立証の責任があるというべきである。」(審決書の事情について請求人に立証の責任があるというべきである。」(をおよりと認定判断した。

すなわち、審決は、甲第2号証に添付された本件図面が平成8年10月7日に公表されてしまったことは、特許を受ける権利を有する者である被告の「意に反して」なされたものであることが、乙第2号証(審判乙第9号証)によりとりあえずは立証されているとした上、このような立証を覆す特段の事情の立証がない限りは、結論として「意に反して」なされたものであると認定すべきであるとしたものである。

上記乙第2号証(被告代表者の陳述書)及び同陳述書が引用している乙第3号証(被告の審判事件答弁書)並びに本訴において乙第2,第3号証の趣旨を明確にするものとして提出された乙第7号証(被告代表者の陳述書)並びに甲第2号証及び乙第1,第5,第6号証によれば、次の事実が認められる。

- ① 郵便ポストにタバコの吸い殻を投げ捨て、その結果、郵便ポスト内に投函された郵便物が燃えるという事故が多発していたことから、被告は、平成6年ころから、それを防止するために、郵便差出箱用の火気防止装置を開発してきた。 ② 被告は、平成8年ころ、社団法人郵政ニューオフィス研究会(以下「郵政
- ② 被告は、平成8年ころ、社団法人郵政ニューオフィス研究会(以下「郵政研究会」という。)が新しいポストを開発していたため、郵政研究会と協議しながら、新しい郵便差出箱用火気防止装置(以下「本件防止装置」という。)の開発を進めていたものであり、郵政研究会からの被告あての平成8年6月13日付けファックスで、本件防止装置の図面を「Yー()-8080~8086」の番号を付して送付するように、との依頼を受け、同図面を郵政研究会に送付した。被告は、その後も、郵政研究会からの仕様変更の要請を受け、本件防止装置の仕様変更をなし、上記図面の修正・変更を行っていた。
- ③ 郵政省は、被告が開発した本件防止装置を採用することを決定した上で、 平成8年10月7日、官報に郵便ポストの指名競争入札の公示をし、同日、指名業 者に対し、「指名競争入札の通知について」と題する本件書類を配布し、それに添 付されていた本件図面が公表される結果となった。
- ④ 被告は、本件防止装置を開発してきた上記の経過から、郵政省との随意契約により本件防止装置を納入することができると考えていたため、本件図面が特許出願前に上記のような経緯で公表されることは予想していなかった。
- ⑤ 被告は、郵政省により本件防止装置が採用されることが確定してから、特 許出願をする予定であったので、平成8年10月7日においては、本件特許につい て当然ながら出願をしていなかった。

て当然ながら出願をしていなかった。 以上の事実によれば、郵政省が、平成8年10月7日、官報に郵便ポストの 指名競争入札の公示をし、同日、指名業者に対し、「指名競争入札の通知につい て」と題する本件書類を配布し、それに添付されていた本件図面が公表される結果 となったことは、被告の意に反するものであったと認めることができ、審決の認定 に誤りはない。

原告は、審決が「請求人において本件が「意に反して」に当らないと主張するのであれば、特段の事情について請求人に立証の責任がある」(審決書7頁1行

~2行)としているのは、誤りである、と主張する。しかし、審決は、特許法30条2項の「意に反して」の主張立証責任は被告にあることを前提とした上で、被告の立証を覆す反証としての「特段の事情」については、原告に立証責任がある、と判断しているにすぎないものであるから、その判断に誤りはない。

2 取消事由 2 (特許法 1 3 1 条 2 項の「要旨を変更する」に関する解釈認定の 誤り)について

(1) 審決は、本件発明が、平成8年6月11日に甲第10号証の1ないし9により公知となった、又は、平成8年8月24日に甲第11号証の1ないし8により公知となった、との原告の審判請求補充書による主張について、「審判請求の理由である具体的な事実、証拠を請求書の補正によって変更しようとするものであって、請求の理由を実質的に変更するものであるから、この補正は、特許法第131条第2項の規定に違反するものと認められる。」(審決書7頁35行~38行)と判断した。

本件の無効審判請求書において、当初主張された無効事由は、上記のとおり、郵政省が、平成8年10月7日、官報に郵便ポストの指名競争入札の公示をし、同日、指名業者に対し、「指名競争入札の通知について」と題する本件書類で、それに添付されていた本件図面が公表され、その結果、本件発明が公知となった、というものである。これに対し、原告が、後日、の無知の場所である。これに対し、原告が、後日、の無知の場所である。これに対し、原告が、後日、の知らの問題をは、①郵政研究会(B)からの知道をは、第10号証の1ないしり)によって、本件発明が平成8年6月11日に公知となった、②上記書簡とその添付仕様書(甲第11号証の1ないし8)により、本件発明が平成8年8月24日に公知となったというものであり、この①及び②の無効事由は、原告が無効審判請求書において主張していた前記無効事由とは、異なる証拠に基づくものであることが明らかであるから、その要旨を変更するものであるとした審決の判断に誤りはない(特許法167条参照)。

原告は、甲第2号証と、甲第10号証の1ないし9の添付図面及び甲第13日ないし8の添付仕様書における図面番号の共通性からみて、特許法間1条2項にいう要旨の変更には当たらない、と主張する。しかし、上記甲号政では当たらない、と主張するの日ののでのででは当たらない。と主張するの日ののでのでは、上記のような共通性があるとしても、原告が甲第10号証の1ないし8に、平成8年10月7日に公知となったととでいる。平成8年10月7日に公知となったととであるである。このような新しい事実をであれ、当該補正であるのような新したのよりとは、明らかどのようなものであれて証拠の同ではというのよりのである。そのことを離れて証拠の同であるのよりのである。である。そのことを離れて正拠の同であるのにといてのよりのである。の月7日に頒布された野の大臣官房財務部長し、甲第2号証が、平成8年10月1日の大臣官房財務部に対しの明第11号証の1ないし9及び甲第11号証の1ないし8は、郵政であるのがののである。いずれて、書類の内容も発送日時も全く異なる証拠であることが明らかである。いずれにせよ、原告の主張は採用することができない。

(2) 原告は、無効審判請求書の無効事由の変更は、無効事由の根拠となる特許法の条文が同一の条文(例えば29条)又は同一の条項(例えば29条1項3号)である限り、特許法131条2項の要旨の変更には当たらない、と主張する。しかし、特許法167条が無効審判の「確定審決の登録があったときは、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができない。」と規定していることからいえば、無効事由の根拠となる事実及び主要な証拠のいずれかが異なるものであれば、異なる無効事由となるのであり、そのような無効事由を追加する補正が、無効事由の要旨を変更する補正となることは明らかである。原告の上記主張は、採用することができない。

3 結論

以上によれば、原告主張の取消事由には理由がないことが明らかであり、その他、審決にこれを取り消すべき瑕疵は見当たらない。そこで、原告の請求を棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第6民事部

裁判長裁判官 山 下 和 明

裁判官 設 樂 隆 一

裁判官 高瀬順久